

労働安全衛生法第60条に基づく
第1回「職長教育」のご案内

一般社団法人 足利労働基準協会

日頃より、当協会の運営に特段のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、新たに職務に就くことになった職長、その他、作業中の労働者を直接指揮又は監督する者は、労働安全衛生法第60条に基づき、所定の教育を受ける必要があります。

災害防止のキーマンとしての職長に責任と権限を与え、職長が誇りをもって職務の遂行ができるよう、該当する社員の方に受講していただきますよう、ご案内いたします。(第2回目は来年2月)

【教育内容】

- (1) 作業手順の進め方、作業方法の改善、労働者の適正な配置の方法等
- (2) 指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法
- (3) 危険性又は有害性等の調査の方法、結果に基づき講ずる措置(リスクアセスメント)
- (4) 異常時における措置、災害発生時における措置等

記

1 日時 令和6年9月12日(木) 9:00~16:00
9月13日(金) 9:00~16:00

2 会場 地場産センター小ホール(足利市田中町 32-11)

3 受講料 16,500円

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます。

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています。

4 申込期間 令和6年7月1日(月)~8月29日(木) 定員40名(申込順)

5 申込方法 ホームページから直接お申し込みください。

※詳しいことは、ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

一般社団法人足利労働基準協会事務局

TEL73-6660 Fax73-9555